

令和8年度食品の試験検査実績（4月17日速報）

1 根 拠

食品衛生法第6～13条（食品の規格及び基準等検査関係）、第28条（収去関係）
食品表示法第4条（食品表示基準関係）、第8条（収去関係）

2 目 的

県内で製造された食品及び県内を流通する食品等について、規格基準、表示基準等に基づき収去検査することにより、違反食品、不良食品の排除に努め、もって県民の食生活の安全を確保する。

3 試験検査計画・実績（4月分）

検査項目	対象食品	当月 検体数	令和8年度 検体数累計	令和8年度 検査計画数	基準 不適合数
残留農薬	農産物	15	15	60	1

（参考）検査に基づく基準不適合及び措置の内容

（令和8年4月）

No	食品名称	内容	担当保健所	処分等
1	ほうれんそう	残留農薬基準値超過 イプロジオン（殺菌剤）	東部保健所	自主回収

<詳細情報>

1 被収去者（販売者）

所在地 静岡県三島市谷田23-1
名称 マックスバリュ東海株式会社

2 検査結果

収去日 令和8年4月7日（火）
検査結果 令和8年4月16日（木）
イプロジオン（殺菌剤）検出値0.04ppm（基準値0.01ppm）

3 販売店舗及び販売量

マックスバリュ谷田店 (30束)
マックスバリュ函南店 (30束)
マックスバリュ三島本町店 (11束)

4 健康への影響

当該ほうれんそうは、通常の摂取量では健康被害が生じるおそれはありません。

※「ADI（1日摂取許容量）」とは、人が毎日、一生涯、食べ続けても、健康被害が生じないと考えられる量のこと。

当該ほうれんそうを、体重50kgの人が毎日25kg食べ続けても健康被害が生じることはないと言われています。

【1日摂取許容量の計算方法（体重50kgの場合）】

$0.02\text{mg/kg (ADI)} \div 0.04\text{ppm (mg/kg)} (\text{当該ほうれんそうの残留農薬量}) \times 50\text{kg (体重)} = 25\text{kg}$

5 県の対応

- (1) 東部保健所は、店舗に在庫がないこと及び店頭で自主回収の告知をしていることを確認。
- (2) 当該生産者に対しては、経済産業部と情報を共有して農薬の適正使用を指導。